

## トライアル共同研究実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山形県工業技術センター（以下「センター」という。）が、民間事業者等の技術力、研究開発力、製品開発力、生産技術を強化するため、県内民間事業者等と分担して行う短期間で試行的な共同研究（以下「トライアル共同研究」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 センターとトライアル共同研究を行おうとする県内事業者（以下「申請者」という。）は、トライアル共同研究申請書（様式第1号）を山形県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

2 申請者は、トライアル共同研究を実施するにあたり、センターが外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の許可を必要とする可能性がある場合は、山形県工業技術センター所長（以下「センター所長」という。）にその旨を申し出るものとする。

### (審査)

第3条 知事は、前条の申請書の提出があった場合は、センター所長に、申請された事項について別に定める審査基準によって審査させる。

2 センター所長は、審査の結果、トライアル共同研究の実施が適当であると認めるときは、申請者に対し、トライアル共同研究決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 共同研究の内容が実施することが適当でないとき認められるときは、実施できない旨を様式第3号により通知する。

### (管理)

第4条 センター所長は、全体を総括し、効率的に推進するものとする。

### (期間)

第5条 トライアル共同研究の実施期間は2か月以内とし、山形県の会計年度内とする。

2 やむを得ず実施期間を延長する場合は、協議を行うものとする。ただし、延長できる期間は1ヶ月以内とする。

### (研究費)

第6条 トライアル共同研究の経費（以下「研究費」という。）は、双方で分担して負担するものとする。なお、県が負担する研究費は、申請者が負担する研究費と同額または10万円のいずれか低い額を上限とし、研究に必要な物品の購入に充てるものとする。

### (設備の使用等について)

第7条 申請者が、センター及び山形県高度技術研究開発センター所管の設備を使用する場合、またはセンターへ試験を委託する場合、県は申請者から条例等の定めるところにより手数料等を徴収する。

2 前項で徴収する額は、第6条に定める申請者が負担する研究費に含めない。

(秘密保持)

第8条 トライアル共同研究の実施にあたり、本研究において相手方から秘密事項として提供された情報の秘密を保持し、これを第三者に漏洩しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- (1) 相手方から提供される以前に公知となっていたもの
- (2) 相手方から提供される以前に既に自己が所有していたもの
- (3) 相手方から文書による同意を得たもの
- (4) 相手方から提供された後に自己の責によらず公知となったもの
- (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得したもの

(成果の取扱い)

第9条 トライアル共同研究の結果、発明、考案、意匠の創出および、著作等が行われた場合は都度協議を行う。

(中止)

第10条 知事又は申請者は、やむを得ない事由により、トライアル共同研究を継続することが困難となったときは、申請者又は知事との協議に基づき、当該共同研究を中止することができる。

(報告書)

第11条 申請者は、トライアル共同研究が終了したときは、遅滞なくトライアル共同研究報告書(様式第4号)を共同研究者と共同で取りまとめ、知事に提出するものとする。

(成果の公表等)

第12条 知事又は申請者が、トライアル共同研究の実施期間中又は終了後、研究成果を第三者に知らせようとするときは、それぞれ申請者又は知事の同意を得るものとする。

(協議)

第13条 知事及び申請者は、この要綱に定めるもののほか、本研究の実施及び研究成果の取扱い等に関する必要な事項については、両者で協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。